

成年後見制度利用助成の対象となる費用

上越市 高齢者支援課

1 任意後見契約に係る公正証書の作成に要する費用

(上限額：年間15,000円)

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円

※ 本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代などは、助成の対象となりません。

2 後見・保佐・補助の開始又は任意後見監督人選任の申立費用

(上限額：年間200,000円)

申立手数料（収入印紙）	800円（注1）
登記手数料（登記印紙）	2,600円
連絡用の郵便切手代（申立をする家庭裁判所にご確認ください。）	
鑑定料（注2）	
戸籍謄本、登記事項証明書、診断書など、申立に必要な書類の入手費用 （申立に必要な書類については、申立をする家庭裁判所にご確認ください。）	

注1 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立をするには、申立ごとに別途、収入印紙800円が必要になります。また、補助開始の審判をするには、補助人に同意権または代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。これらの申立それぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

注2 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

※ 申立手続きを司法書士や弁護士等へ依頼する場合は、その報酬も助成の対象となります。

上越市高齢者支援課 賦課給付係

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話番号 025(526)5111 内線1566、1671

FAX 025(526)6115

Eメールアドレス kaigo@city.joetsu.lg.jp